

# 地域の宝を未来へつなぐ NPO等による文化財建造物管理活用の手引き 手引書

NPO等による文化財建造物管理活用の手引き

手引書



文化庁文化資源活用課

文化庁



地域の宝を未来へつなぐ  
NPO等による文化財建造物管理活用の手引き  
手引書

## 発刊によせて

文化財建造物の保存・活用は長らく所有者と行政機関が主体となって行われてきました。しかし、文化財建造物が多種多様かつ多数となり、また国民の関心が高まる中で、文化財建造物を活動の場としながら地域の発展に寄与したいと考えるNPO法人や市民団体等が増えています。

これを受け、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことを目的に、NPO法人や市民団体等に対し、市区町村による文化財保存活用支援団体の指定が行えるよう文化財保護法が改正されました。

文化庁では、重要文化財建造物をはじめ、登録文化財建造物や伝統的建造物群等の文化財建造物をも対象として、NPO等による管理活用のモデルとなる活用を委託事業として実施してきました。平成18年度から同22年度にかけて「NPOによる文化財建造物活用モデル事業」として、延べ54団体に文化財建造物の活用モデルを提案していただきました。平成23年度から同27年度にかけて「NPO等による文化財建造物の管理活用事業」として、延べ28団体において、

文化財建造物の管理活用を検討する事業を実施していただきました。さらに平成28年度から令和2年度にかけて「NPO等による文化財建造物管理活用の自立支援モデル検討事業」として、延べ16団体において、文化財建造物の活用を通じて、自立した管理活用を可能とするべくモデルの検討を実施していただきました。合計15年にわたり、全国の延べ98団体において、文化庁委託事業を通じて、様々な文化財建造物の活用が行われました。

これらの取り組みを通して、NPO等の組織づくりや、資金面、法令上の諸課題に対し、多様な解決策を見出すことができました。これから文化財建造物を活用した活動を検討されている方、すでに活動を実践されている方、様々な方に手に取っていただけるよう編集を工夫しました。

本書をきっかけに、全国でより多様で活発な文化財建造物の活用が展開され、地域社会の賑わいに繋がることが願ってやみません。

文化庁文化資源活用課長 伊藤史恵

## はじめに

現在、文化財建造物の保存・活用に、所有者や自治体だけでなく、NPO 法人をはじめとする地域住民や市民団体なども積極的に携わる例が増えています。文化財建造物の「活用」とは、文化財建造物としての価値や魅力を社会に示すことといえます。修理をしながら住み続ける・使い続けることで外観または内外観を公開し、誰もが眺め、親しむことができる状態を生み出すことも「活用」です。

また、本来の機能や用途を維持できなくなった場合も、文化財建造物としての特性を活かしながら、飲食店や宿泊施設などに転用し、新しい価値を付加する「活用」も広がりを見せています。

文化庁では、魅力的な文化財建造物の活用に関する取組みを支援しています。今後、文化財建造物の活用を検討・実施する住民や事業者・所有者、また新しい活動に取り組もうとしている皆様が課題に直面した際の参考となるよう、本書を作成しました。

本書は、文化財建造物の管理活用を行う際、またはこれから行おうとしている団体が、活動の実現や課題の解決に向けて、自立的に活動を推進していくことを支援するための手引書であり、文化財建造物の管理活用に関して必要な知識や、既に活動している団体の事例を紹介しています。

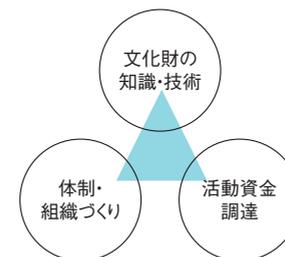
## 本書の構成

本書は、文化財の保存と活用を考える上での基本的な事項をまとめた「手引書」と、様々なプロジェクトを紹介した「事例集」の2冊構成となっています。

### 手引書

Part 1では、文化財建造物を管理活用していく上での3つの要素(①文化財の知識・技術、②組織・体制づくり、③活動資金調達)それぞれに関する基礎知識を紹介します。

Part 2の事例紹介には、文化財建造物の管理・活用を行う6つの団体を取り上げ、発展過程を掲載しています。



### 事例集

事例集では、様々なプロジェクト事例を取り上げ、活動団体の活動や企画等の特徴を紹介しています。プロジェクトにおいて、文化財建造物を管理活用していく上での3つの要素の確保をどのように行ったのかや、取組みの特徴などをまとめました。

担い手を育てる	 子どもを対象としたワークショップ開催
地域の文化財建造物を知る	 行政との連携支援
修復・整備する	 文化財建造物の修復
イベントを開催する	 映画祭やコンサートの開催
地域コミュニティの拠点にする	 地域住民への開放

目的に応じた活動事例と3つの要素のイメージ

## Contents

002	発刊によせて
005	はじめに
007	本書の構成

### Part 1

#### 管理活用のための基礎知識

012	<b>Chapter 1</b>	文化財建造物とは
014	<b>Chapter 2</b>	文化財建造物をめぐる制度
014	2.1	文化財保護法に基づく制度
016	2.2	その他の法制度
017	2.3	文化財建造物に関する構想・計画
020	<b>Chapter 3</b>	文化財建造物の維持管理のための知識と技術
020	3.1	維持管理・改修のための技術
022	3.2	維持管理・改修に関する法制度
024	<b>Chapter 4</b>	体制・組織づくりの方法
024	4.1	仲間を集めよう
025	4.2	様々な組織体制

028	<b>Chapter 5</b>	活動資金調達の方法
028	5.1	資金調達方法の種類
031	5.2	事業モデル

### Part 2

#### 事例紹介

036	<b>Case 1</b>	認定NPO法人 尾道空き家再生プロジェクト
042	<b>Case 2</b>	NPO法人 肥前浜宿水とまちなみの会
048	<b>Case 3</b>	一般社団法人 ノオト
054	<b>Case 4</b>	NPO法人 吉良川町並み保存会
060	<b>Case 5</b>	NPO法人 旧五十嵐邸を考える会
064	<b>Case 6</b>	NPO法人 関西木造住文化研究会
068		活動の参考となる資料
070		NPO等による文化財建造物管理活用事業実施一覧

**Part 1**

管理活用のための基礎知識

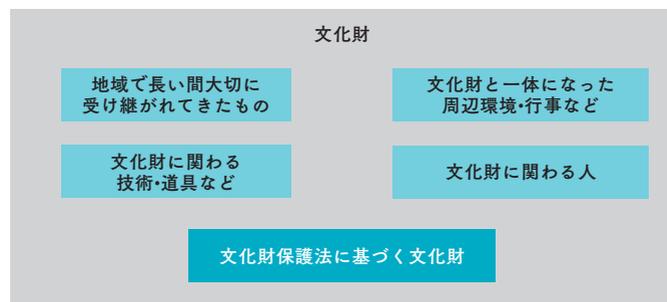
## Chapter 1

## 文化財建造物とは

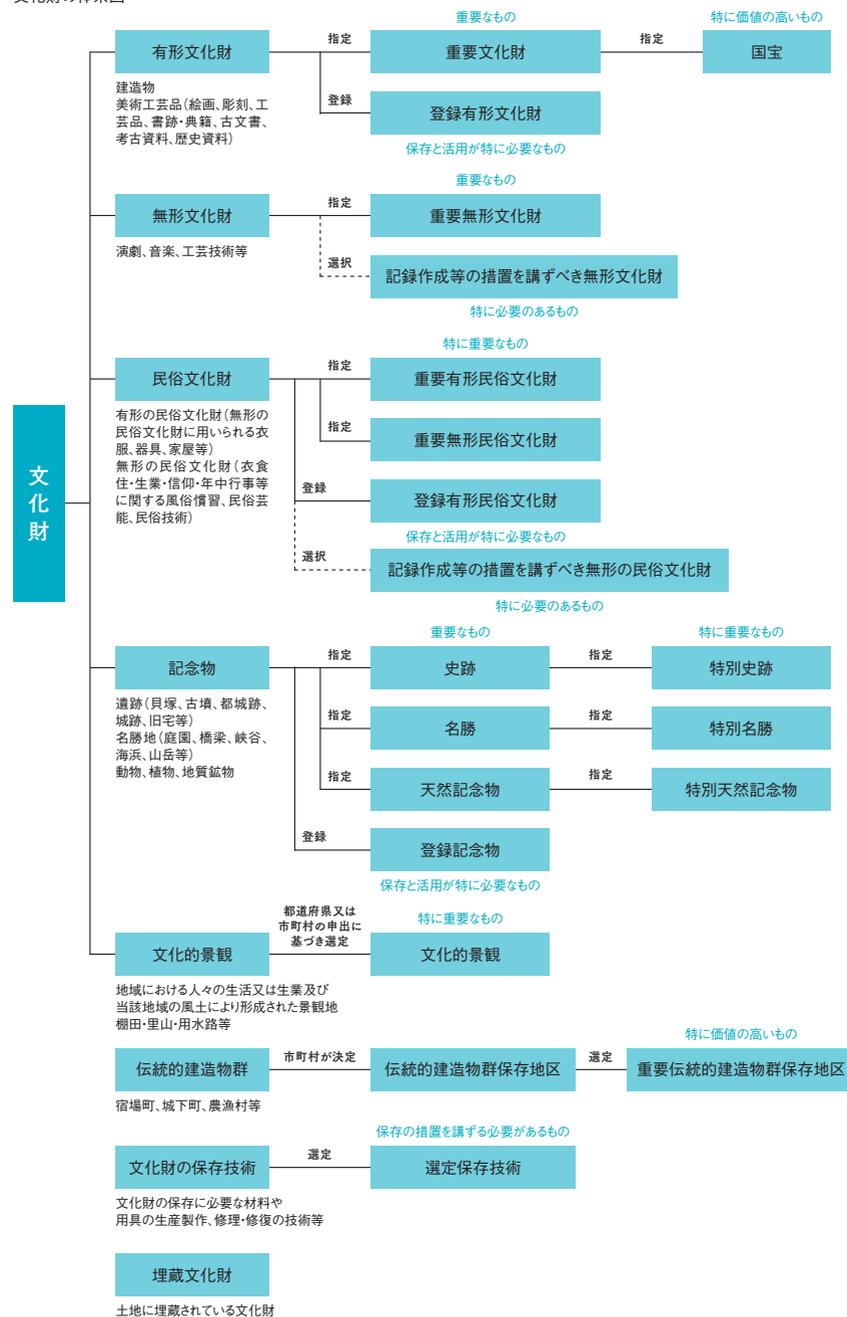
本書で扱う「文化財建造物」は、文化財保護法に基づいて価値が認められた「文化財」だけでなく、地域の暮らしの中で大切に受け継がれてきた建造物全般を表します。

## 文化財保護法に基づく文化財の体系

文化財保護法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義し、これらの文化財のうち、重要なものを国が指定・選定・登録し、重点的に保護しています(文化財の指定・選定・登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととされています)。また、無形文化財、無形民俗文化財では、指定のほかに記録作成等の措置を講ずべきものを文化庁長官が選択し、その記録の作成に努めています。そのほかに、土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能を文化財の保存技術と呼び、保護の対象としています。



文化財の体系図



## Chapter 2

## 文化財建造物をめぐる制度

## 2.1 文化財保護法に基づく制度

## 指定文化財

有形・無形のさまざまな文化財のうち、国や地方公共団体が指定したものを、「指定文化財」といいます。重要な文化財を厳選し、許可制等の強い規制と補助金等の手厚い保護を行う制度です。



国指定重要文化財／舞鶴旧鎮守府倉庫施設(京都府舞鶴市)



気仙沼市指定文化財／男山本店店舗(宮城県気仙沼市)

## 登録文化財

「登録文化財」は、従来の「指定文化財」の制度を補完して、幅広く文化財を保護するためにつくられた制度です。届出制と指導・助言等を基本とする、比較的緩やかな保護措置を講じるものです。登録文化財が国や地方自治体の指定を受けた場合には、原則として登録が抹消されます。



国登録有形文化財(建造物)／みほらし亭(広島県尾道市)



国登録有形文化財(建造物)／旧中央線玉野第四隧道(愛知県春日井市)

## 伝統的建物群保存地区(伝建地区)

この制度は、伝統的な集落や町並みの歴史的風致を保存すると同時に、伝建地区内の環境の向上を図り、次代に伝えるための制度といえます。地方公共団体は、条例等で保護された「伝統的建物群」を指定することができます。そのうち特に重要な地区を、「重要伝統的建物群保存地区」として、国が選定します。



重要伝統的建物群保存地区／鹿島市浜中町八本木宿(佐賀県鹿島市)



重要伝統的建物群保存地区／室戸市吉良川町(高知県室戸市)

## 文化的景観

「文化的景観」は、地域における生活や生業、地域の風土により形成された景観です。そのうち、特に重要なものを、都道府県や市区町村の申出に基づき、国が「重要文化的景観」に選定します。選定の申出を行うためには、文化的景観が景観法に基づく景観計画区域又は景観地区に含まれ、申出者がその保存に必要な措置を講じていることが求められます。



重要文化的景観／大沢・上大沢の間垣集落景観  
(石川県輪島市) (写真提供：輪島市教育委員会)



重要文化的景観／宇和海沿岸の段畑と農漁村  
景観(愛媛県西予市) (写真提供：西予市教育委  
員会)

## 2.2 その他の法制度

文化財保護法と同法に基づく条例以外にも、文化財建造物の保存・活用のために役立つ法律や、地方公共団体独自の条例がいくつかあります。

### 景観法

景観法は、良好な景観の形成を促進することを目的とする法律です。その中には、単体の建造物を対象とした「景観重要建造物」の仕組みと、地区を対象とした「景観計画区域」、「景観地区」等の仕組みがあります。これらの仕組みを歴史的建造物や歴史的な環境に適用することで、歴史的建造物の保存・活用を促進することもできます。

### 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)

市町村が区域を設定して計画的に地域の個性ある歴史的風致の維持向上をはかることを、国が支援するための法律です。この法律の大きな特徴は、所有者等への制限よりも、市町村が「歴史的風致維持向上計画」を定め、実施していくことを主眼としているところにあります。規制を歴史的建造物の保存・活用や歴史的景観の形成のために、市町村が積極的に役割を果たすことが期待されているといえます。

## 2.3 文化財建造物に関する構想・計画

地域の歴史文化や文化財建造物に関する構想・計画は、文化財の把握や、保存・活用の方針を定めるものとして重要です。計画によっては、策定されていると、文化財管理・活用に関する行政の補助金を活用できる場合もあります。

### 保存活用計画

個別の文化財ごとに、保存活用計画の策定が求められます。策定は義務ではありませんが、保存・活用の基本的な考え方を明確にしておくことは重要であるため、策定される例が多くみられます。

保存活用計画の主な目的は、以下です。

- ・ 現状や課題を把握し、保存・活用を図るために必要な事項を明確化する
- ・ 所有者等が自主的に行うことのできる保存・活用の範囲等を明らかにする
- ・ 活用にあたり、文化財としての価値を損なうことのないよう、文化財保護のために守るべき事項を明確化する
- ・ 上記に関する所有者等と都道府県及び市町村教育委員会・文化庁の間の合意形成をはかる

また、下記を基本として、文化財ごとに必要な事項を定めることとされています。

- ・ 文化財の基本情報と計画区域など計画の概要
- ・ 保存管理(保存管理の状況、保護方針、管理・修理計画など)
- ・ 環境保全(環境保全の基本方針など)
- ・ 防災(防災・防犯・耐震対策など)
- ・ 活用(公開活用の基本方針・基本計画など)
- ・ 文化財保護に係る諸手続き

### 文化財保存活用地域計画

「文化財保存活用地域計画」は、各市町村における文化財の保存と活用の総合的な法定計画です。文化財行政の中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと取組みの具体的な内容を記載したアクションプランの両役割を担います。この計画を作成することにより、地域社会総がかりによる、より充実した文化財の保存・活用を図っていくことが期待されます。

市町村は、地域において文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体を「文化財保存活用支援団体」として指定できます。支援団体は、区域内の文化財の保存・活用のみならず、保存・活用を図る事業を行う者への情報提供や、所有者の求めに応じた文化財の管理・修理等の業務を担うことが想定されており、市町村に対して地域計画の作成や変更などを提案することもできます。「法人その他これに準ずる団体」や、任意団体が支援団体の指定を受けることが可能です。

### 歴史文化基本構想

平成30年度に策定の指針が示された「文化財保存活用地域計画」(上記)は、それ以前からあった歴史文化基本構想をより機動力・実行力のある「計画」にしたものといえます。歴史文化基本構想は、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想です。地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想・文化財保護に関するマスタープランとしての役割を持っています。

### 歴史的風致維持向上計画

歴史街づくり法に基づく計画で、市町村が策定し、主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)が認定します。歴史的建造物や町並みなどを保全・保存しながら、地域固有の財産を活用した地域活性化を目指すための歴史まちづくりに関する計画です。

### 自治体独自の選定等の取組み ひょうごの近代住宅100選

神戸・阪神間において、西洋の建築様式の強い影響を受け、明治から戦前にかけて数多く建てられた近代住宅を、兵庫県が「ひょうごの近代住宅100選」(神戸・阪神間の洋風住宅)として選定しています。

#### ・選定対象(要件)

- ア 地域: 神戸・阪神間(神戸、阪神南、阪神北各県民局管内)に存するもの
- イ 年代: 明治から戦前(昭和20年頃まで)に建設されたもの
- ウ 建築様式: 西洋の建築技術又は意匠の影響を受けて建てられたもの
- エ 用途: 住宅(過去に住宅として使われたものを含む)

#### ・選定基準

- ア 神戸・阪神間の歴史・文化を語る上で重要な住宅
- イ 地域の景観資源として重要な住宅
- ウ 当時の建築様式を伝える価値が高い住宅

#### ・選定方法

既往調査と公募により選定候補物件をリストアップし、その中から、神戸・阪神間に残る貴重な文化遺産として、また地域の景観のシンボルとして優れたものを、住宅審議会小委員会の審査を経て選定しています。

#### NPO法人によるひょうごの近代住宅100選選定建造物への支援

ひょうごヘリテージ機構(H20)は、住宅の点検と維持保全に関する助言等に加え、県・市等との協働による支援を行うため、平成25年度から平成29年度までの5年間、「ひょうごの近代住宅100選」に選定された住宅への相談員の派遣や、支援に関するお知らせのポストイングを行いました。また、相談があった住宅に関しては、「点検表(住宅調書)」を作成しました。

#### [参考]

兵庫県Webサイト:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/machi-saisei/kindaijyutaku.html>  
ひょうごヘリテージ機構Webサイト:<http://hyogoheritage.org/100sen/>

## Chapter 3

## 文化財建造物の維持管理のための知識と技術

## 3.1 維持管理・改修のための技術

## 伝統的な技法・工法を知る

地域や建造物によって、多様な技法・工法があります。改修の際には、資料を調査したり、修復の経験者に支援を依頼したりして、文化財建造物の特徴に応じた工夫をすることが大切です。材料(木、石、土など)や構造、仕上げの方法などによって、様々な技術が必要になります。



茅葺き屋根の修理の様子



土蔵外壁の修理の様子

## 災害や事故に備える

火災・地震などの災害や、事故に備えることも大切です。災害・事故対策は、改修や設備の設置などのハード整備と、管理体制の構築や災害時の対応の確認などのソフト整備の両面から考えるのが効果的です。



土壁の再生を学ぶセミナー(NPO法人関西木造住文化研究会)



地域の避難経路などを確認するワークショップ

## 活用のために整備する

活用のために必要な整備として、以下のような例があります。

- ・電気、電話、上下水道、ガス等の引き込み
- ・炊事場、便所、風呂場などの、居住設備の整備
- ・展示室、休憩所、空調設備、照明設備などの、公開・便益施設の整備
- ・エレベーター、スロープ、身障者用トイレなどの、福祉設備の整備
- ・消火栓設備、避難設備など、防災や安全確保に必要な整備

これらを、文化財建造物本来の構造や意匠に配慮しながら設置することが大切です。例えば、規模や色彩、設置する箇所などを工夫することが考えられます。また、文化財に新しいものを付加する場合に共通する考え方として、後のやり直しができるような方法をとることも必要です。

## 活動する方に聞きました!

- Q. 維持管理のための整備にあたって、文化財建造物ならではの工夫はありましたか?  
A. 旧五十嵐邸では、地域の人たちが安全に活用できるように耐震改修を行いました。改修の方法は、デザインや工法、間取り、暮らしの痕跡など、建物がもともと持っている魅力を損なわないよう、工夫を重ねました。たとえば、壁の量を増やす必要がありましたが、間取りを変えずに、押入や床の間脇の部分などを利用し、バランスよく耐震壁を設置しました。  
(NPO法人旧五十嵐邸を考える会)

## 3.2 維持管理・改修に関する法制度

文化財建造物は、建造物としての社会的な要請に対応するための様々な法令の対象となっています(文化財としての価値を損なわないように、適用除外や緩和措置などの規定も設けられています)。

### 建築基準法

建築基準法は、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律です。文化財建造物は、建築基準法の制定以前に建設されたものがほとんどであるため、現行の建築基準法に適合していないものも多くあります。こうした建造物を解体修理する際などに、文化財としての価値を継承できるよう、建築基準法の適用除外や緩和が認められている場合があります。ただし、適用除外や緩和を受ける場合でも、地域の実情などをふまえて、安全面などに十分配慮する必要があります。

### 消防法

「建築物やその他の工作物若しくはこれらに属する物」を火災や地震等の災害から守るため、消防用設備等の設置及び維持が求められるなど、消防法による規制が設けられています。近年は、宿泊施設や劇場、博物館、飲食店等、文化財建造物多様な活用がみられますが、用途によっても、規制の内容は異なります。

### その他の関係法令

建築基準法・消防法の他にも、文化財建造物の管理活用には様々な法令が関わってきます。文化財建造物を核とした良好な景観の形成や、建築物の高さの規制など、一定のエリアの保全や整備については、景観法・都市計画法が関係します。文化財建造物であるかどうかに関わらず、活用の用途によって、注意が必要になる法令もあります(例:飲食店等として活用する場合には、食品衛生法の規制に適合しなければならない、など)。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の

促進に関する法律」では、多数の人が利用する施設にはバリアフリー対策が義務付けられています。文化財建造物の中には、適用が除外されるものもありますが、用途などを考慮して、バリアフリー化を進めていくことが望ましいと考えられます。

## Chapter 4

## 体制・組織づくりの方法

## 4.1 仲間を集めよう

文化財建造物の管理・活用を行う仲間を集めるためには、以下のような方法が考えられます。

- ・ 日頃、地域や文化財建造物のことを話している知り合いに声をかける
- ・ 文化財建造物でワークショップやイベントを開催して、参加者を活動仲間にする
- ・ 専門家や行政に相談する

また、多様な人材を集めていくことも大切です。

- ・ **得意分野を持つ人に入ってもらう**——設計・建築技術者、歴史・地域の研究者、文化財制度の知識を持つ人、事務・会計の知識がある人等
- ・ **多様な世代・立場の人が入る体制を目指す**——多様な意見を反映させる／持続的な人材確保につなげる
- ・ **既にある地域の組織と連携する**——町内会や自治会、商工会など、地域

## 活動する方に聞きました!

Q. 活動の仲間集め・体制づくりにあたって、大切なことは?

A. 事業化していく上での目標や価値観を共有したうえで、「絵に描いた餅」で終わらずに実行することが何よりも大切だと思っています。その上で、足りない知識や技術を持つ人を巻き込んだり、新たなスキームにチャレンジしていく必要があります。

(一般社団法人 ノオト)

のことを考える組織と連携する

- ・ **行政の担当部署と連携する**——手続きや補助金等の情報提供等のサポートを得る
- ・ **専門家に相談する**——まちづくりセンター、建築家、コンサルタント、ヘリテージマネージャー等

## 4.2 様々な組織体制

## 「任意団体」と「法人」

法人格を持たない団体を「任意団体」、法人格を持つ団体を「法人」といいます。法人には、NPO法人、一般社団法人、株式会社など、様々な組織の形があります。任意団体、法人それぞれに特徴がありますので、団体の活動目的や活動内容などに適した形を考えることが大切です。

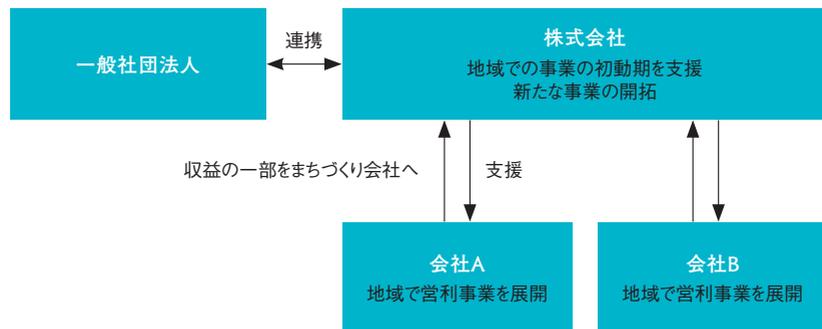
表1 任意団体と法人のメリットと留意点

	メリット	留意点
任意団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営の自由度が高い(任意団体に対する法の規制がない)</li> <li>・ 活動開始、内容の変更、解散に手続きがいらす、素早く動きやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利能力の主体になれない(例:何かを購入する際や不動産の登記の際、団体でなく代表者個人の名義となる)</li> <li>・ 税制優遇はない</li> </ul>
法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利能力の主体になれる・資産を持てる</li> <li>・ 契約の主体が団体になり、資産の管理や事業請負がしやすくなる。業務委託や取引の条件として法人であることが要求される場合もある</li> <li>・ 個人や任意団体よりも信用力が高まることが多い</li> <li>・ 税制上有利である場合が多い</li> <li>・ 経費の認められる範囲が広い</li> <li>・ 倒産時、代表者は借金を負わない</li> <li>・ 職員を雇用し、安定的な組織運営の第一歩を築ける(ボランティアだけに頼らない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立費用がかかる</li> <li>・ 運営上の手続きのため、意思決定に時間がかかることもある(例:事業内容を変更する場合、定款の変更が必要。総会の決議、所轄庁の認証がいる)</li> <li>・ 事業報告を行うのに手間がかかる(事業報告書、会計報告書を所轄官庁に提出する)</li> <li>・ 税務申告義務がある</li> <li>・ 情報開示が必要である</li> <li>・ 一般社団法人・一般財団法人は、収益事業の有無にかかわらず、法人住民税が発生する(詳細は地域により異なる)</li> </ul>

## 様々な法人の形態

法人には様々な形態があります。主なものを表2に紹介します。

活動の発展に応じて、いくつかの形態を組み合わせることで組織化することも考えられます。



複数の法人形態を組み合わせた組織の例(イメージ)

### 活動する方に聞きました!

NPO法人として活動してきましたが、古民家を改修して宿泊施設を運営する収益事業を実施する際に、株式会社を設立し、運営事業体としました。特にメリットがあるのは、資金調達面です。NPO法人でも、活動資金を得るための収益活動は可能ですが、「特定の者の利益を目的とした事業」はできません。株式会社も、実績のない初期には出資を得にくいなど、苦労もありますが、資金調達の選択肢が広がります。

(NPO法人 肥前浜宿水とまちなみの会)

表2 主な法人形態

名称	概要
(特定非営利活動法人) NPO法人	<p>特定非営利活動促進法に基づく、非営利活動を目的とした法人。収益事業も可能。対象となる活動が特定非営利活動に限られる。出資による活動資金の調達や配当による利益配分は不可。所轄庁の認定後に登記して設立</p> <p>【目的】非営利 【設立にかかる期間(目安)】5ヶ月以上 【設立時の必要人数】10人以上 【設立費用(目安)】数千円～ 【資本最低金額】なし</p>
一般社団法人	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく、非営利活動を目的とした法人。収益事業も可能。会員を集め、会費をもとに、会員向けの事業を行うことが基本だが、目的や事業に制限がなく、幅広い活動が可能。公証人役場での定款認証後に登記して設立</p> <p>【目的】非営利 【設立にかかる期間(目安)】2週間～3週間程度 【設立時の必要人数】2名 【設立費用(目安)】11万円程度 【資本最低金額】</p>
一般財団法人	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく、非営利活動を目的とした法人。収益事業も可能。財産を持ち、その利子等をもとに非営利事業を行うことが基本だが、目的や事業に制限がなく、幅広い活動が可能。公証人役場での定款認証後に登記して設立</p> <p>【目的】非営利 【設立にかかる期間(目安)】2週間～3週間程度 【設立時の必要人数】1名 【設立費用(目安)】11万円程度 【資本最低金額】300万円</p>
合同会社	<p>会社法に基づく、営利を目的とした法人。出資比率に限らず、収益を配分することができる。定款作成後、登記して設立</p> <p>【目的】営利 【設立にかかる期間(目安)】1週間～2週間程度 【設立時の必要人数】1名 【設立費用(目安)】7万～11万円程度 【資本最低金額】1円</p>
株式会社	<p>会社法に基づく、営利を目的とした法人。株式を発行した上で、収益から株主配当を行う。一時的に資金を集めるためには有効。公証人役場での定款承認後に登記して設立</p> <p>【目的】営利 【設立にかかる期間(目安)】2週間～3週間程度 【設立時の必要人数】1名 【設立費用(目安)】22万円～25万円程度 【資本最低金額】1円</p>

\*設立にかかる期間・費用は、目安です

## Chapter 5

## 活動資金調達の方法

## 5.1 資金調達方法の種類

活動が発展すると、資金調達が重要な課題になってきます。活動団体の形態、活動内容等によって様々な方法が考えられます。

## 会費

会員から支払われる会費は、活動内容への賛同のしるしでもあります。定期的・継続的に支払われるため、安定して見込める収入源といえます。助成金な

表1 組織のタイプと必要となる経費・資金源（「知っておきたいNPOのこと2より」）

組織のタイプ	主な必要経費	主な資金源
小規模な任意団体 (事務所・常勤スタッフなし)	・活動費	・会費 ・寄付金 ・自主事業 ・補助金・助成金
大規模な任意団体 (事務所・常勤スタッフあり)	・活動費 ・人件費 ・事務所家賃 ・調査研究費	・会費 ・寄付金 ・自主事業 ・補助金・助成金 ・委託事業
非営利法人	・活動費 ・人件費 ・事務所家賃 ・調査研究費	・会費 ・寄付金 ・自主事業 ・補助金・助成金 ・委託事業 ・指定管理料 ・借入金

どと異なり、一般的に使い方の限定はありません。

## 寄付金

活動全体の趣旨や特定の事業に賛同した個人や企業等から、見返りを期待せずに支出される金銭や物資です。定期的・継続的な収入ではなく、金額の見通しを立てるのは難しいといえます。使い方は、活動の趣旨全体に対しての寄付金であれば限定されませんが、特定の事業や活動などにその用途を限定して寄付されたものは、それに従う必要があります。

## クラウドファンディング

インターネット上で不特定多数からお金を集める仕組みです。実行者はサイトにプロジェクトを掲載し、支援の金額に応じたりターン品を支援者に送ります。大きく分けて、目標金額に達した場合のみプロジェクトを実施する「目標達成型」と支援金額に関係なく実行する「実行確約型」があります。また、支援の集め方には、主に「寄付型」、「購入型」、「融資型」、「投資型」の4種類があります。

資金を得るだけでなく、準備の過程も含めて、情報拡散とファンの増加を狙うことができます。一方、準備には手間がかかります。また、目標金額に達しないこともあれば大きく上回ることもあり、得られる金額の予想がつきにくいといえます。収入は、原則として法人税や消費税の課税対象となります。

## 補助金・助成金

事業や研究などを支援するために提供される資金で、提供者は、国や地方自治体等、行政の場合と、民間の基金や財団等の場合があります。受け取りまでの流れとしては、申請後、審査を経て助成が決定される例が一般的です。

補助金・助成金にもよりますが、廃止や内容変更の可能性があること、連続した申請ができない場合もあることから、継続的・安定的な収入源としてとらえるのは難しいものが多いといえます。

\* 委託(国や地方自治体、企業などの事務や事業を、企業やNPOなどの団体、または特定の人が行う。受注者は事業を遂行し、対価を得る)

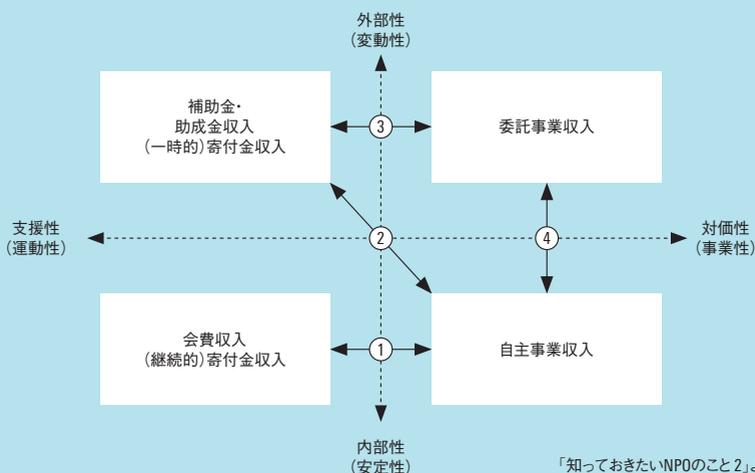
### 収益活動・事業収入

物品販売、サービス提供、労力提供などの対価による収入です。非営利法人でも収益活動は可能です。大きく、本来の目的達成のための「本来事業」と、本来事業を行うために収益を得ることを目的とする「非本来事業」に分かれます。国や地方自治体、企業などの事務や事業が、企業やNPOなどの団体、または特定の人に委託される委託事業もあります。

#### 戦略的に考える資金調達

一つの資金調達によるプロジェクトの実績が、別の資金調達につながる場合もあります。資金調達は常に戦略的に、有機的に考えていく必要があります。

- ① 各団体が実施する自主事業への参加者は、新規の会員となる可能性が高い層と考えられます。そのことを考慮し、事業成果を参加者にきちんと示すことが重要です。
- ② 寄付を検討する方の多くは、事業の公益性や有効性を主な判断材料にしていると思われます。そのため、日ごろから事業の必要性や成果を可視化し、寄付や補助金・助成金による支援を検討してもらえるような実績づくりを心掛ける必要があります。
- ③ 補助金・助成金による事業で成果をあげることが、新たな委託事業につながる可能性があります。その逆も考えられます。
- ④ 自主事業が評価され、委託事業につながることもあります。委託事業や補助金・助成金による事業の実績が、融資などさらなる資金調達の可能性を広げることも考えられます。



### 融資による借入金

金融機関等から融資を受ける方法です。返済が求められる場合は、「確実に収入を得ることができ、返済が可能」という、現実的かつ見通しのある計画を立てる必要があります。

#### 地域活性化ファンドからの投資 (p.050-051参照)

「株式会社地域経済活性化支援機構 (REVIC)」は、株式会社企業再生支援機構を改組して、平成25年に誕生した官民ファンドです。文化財建造物を観光資源として活用する際に、地方銀行や信用金庫とREVICが協働で運用する地域活性化ファンドからの投資を受ける例が見られます。

## 5.2 事業モデル

資金調達につながる事業の仕組みをいくつか紹介します。

### サブリースによる事業展開

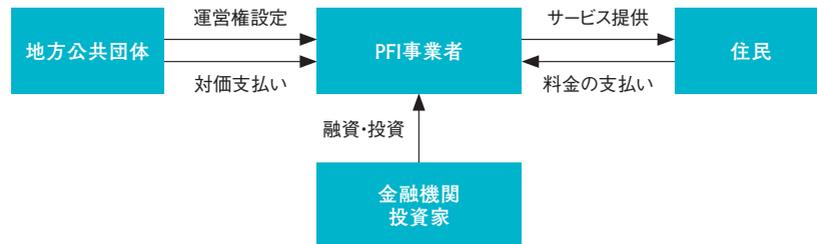
サブリースは、所有者から建物を借り上げ、テナントに貸す方式です。文化財建造物の場合、NPO等が建造物を借り上げて改修などを行い、歴史的な価値を理解して使うテナントを探すといったことが考えられます。所有者にとっては、テナントの有無に関わらず一定の家賃が保証される、入居・退去の手続きや家賃の集金業務を委託できるといったメリットがあります。事業内容によっては宅地建物取引業の許認可が必要な場合があります。事前に行政(都道府県)窓口や行政書士等に相談するとよいでしょう。



### PPP(指定管理者制度、コンセッション方式)による事業展開

公共と民間事業者が連携して公共サービスを提供する手法を、「PPP(Public Private Partnershipの略)」といいます。PPPには、公共から民間への業務委託、指定管理者制度、PFI方式などの手法があります。

- ・ **指定管理者制度**——もともと、地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、民間団体等を指定管理者に定め、包括的に代行させる制度です。
- ・ **PFI方式**——民間の資金、経営能力・技術を活用して、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う方式です。この考え方に基づいて、「公共施設等運営権(コンセッション)」制度が推進されています。



### 不動産信託による事業展開

委託者が一定の目的に従って財産を管理・処分させるため、第三者(受託者)に財産権を託すことを「信託」といいます。不動産信託は、財産を土地や建物の不動産に特化した信託です。委託者を代表して、受託者が財産を管理し、財産から得られる収益を委託者に配当します。

信託には様々な種類があり、所有者を委託者、NPO法人等を受託者として、営利を目的としない民事信託(家族信託)を行う、信託会社等を受託者として商事信託を行うなどの展開パターンが考えられます。



## Part 2 事例紹介

自立的な管理活用へのロードマップを描くために

文化財建造物の管理活用を実践する6つの団体に着目し、団体の発展の経緯と主な活動内容をまとめ、自立的な活動のための取り組みのポイントを整理しています。ぜひ、自立的な管理・活用へのロードマップ作成のための参考としてください。

## Part 2 で紹介する活動団体

### Case 1 認定NPO法人 尾道空き家再生プロジェクト

文化財活用×地域の課題解決／空き家再生の取組み

### Case 2 NPO法人 肥前浜宿水とまちなみの会

事業の可能性を広げる体制づくり／NPO法人と株式会社の連携・役割分担

### Case 3 一般社団法人 ノオト

地域の魅力を引き出し、持続的な活用の仕組みをつくる／エリアマネジメント

### Case 4 NPO法人 吉良川町並み保存会

街並み拠点施設を中心とした地域活性化／  
指定管理者としての施設運営と地域のイベント開催

### Case 5 NPO法人 旧五十嵐邸を考える会

次世代の担い手を育てる／子供たちと親世代を巻き込むイベント

### Case 6 NPO法人 関西木造住文化研究会 (略称KARTH)

文化財建造物の知識・技術を伝える／研究者・技術者をつなぐ活動と情報発信



松翠園でのイベントの様子

## Case 1

認定NPO法人

## 尾道空き家再生プロジェクト

文化財活用×地域の課題解決／空き家再生の取組み

## 活動目的

空き家の再生や空き家バンクの活性化事業などを通して、古い町並みや景観の保全、移住者・定住者の促進による町の活性化、そして、新たな文化・ネットワーク・コミュニティの構築を目的としています。

## 活動場所

広島県尾道市

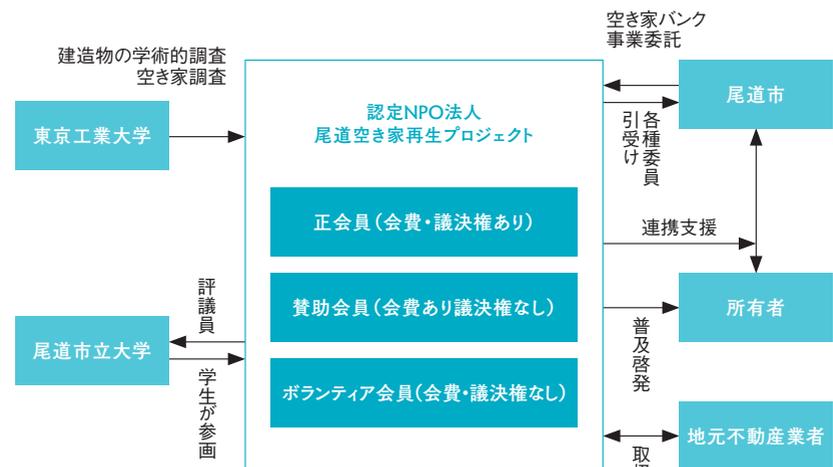
## 取り組みのポイント

文化財建造物の活用によって、地域で課題となっていた空き家再生に取り組みました。さらに、移住者の雇用創出も考慮したゲストハウスの運営を行い、地域活性化へと繋げています。

## 組織体制

正会員は約80名(うち役員11名)、賛助会員(企業、個人)は約60名です。ほかに、約50人ボランティア会員(年会費無料)が協力しています。

会員の半数近くが実際に空き家だった建造物で暮らす、商売をする、アトリエを設けるなどの活用を行っています。



地元の建築業者さんもメンバーに入り、改修に力を発揮しています。様々な業種の人とのネットワークを活用することで、建物の工事や修理に掛かるコストの削減ができています

### 主な活動内容

- ① 町並み保全のための空き家再生事業
- ② 定住促進とコミュニティの確立を図る事業(最終的な目標)
- ③ 新たな文化とネットワーク構築事業
- ④ 再生空き家を活用した旅館業法に基づく宿泊事業
- ⑤ 再生空き家を活用した不動産賃貸事業

### 空き家となった文化財建造物の活用

#### 「旧和泉家別邸」(ガウディハウス)(平成14年再生開始・令和2年完成)

- ・企画・改修:代表理事の個人名義で購入。ボランティア主体で、少しずつ企画や改修作業を行いました。
- ・活用方法:宿泊施設としての活用を予定しています。

#### 「旧北村洋品店」(平成19年再生開始・平成21年完成)

- ・資金調達:会費に加え、補助金・助成金等を活用しました。ワークショップの一環として工事を行うことで、費用を抑えました。
- ・活用方法:尾道空き家再生プロジェクトが、NPO事務局として借受けています。

#### 「三軒家アパートメント」・「つるハウス」・「森の家」・「ツタの家」・「アクアの森の小さな家」・「光明寺會館」・「前田荘」・「坂の家」・「路地の家」(平成22～24年完成)

- ・企画・改修:比較的軽微な改修で再生可能な建物で、ボランティアが主体と



ガウディハウス



旧北村洋品店



三軒家アパートメント



ゲストハウスあなごのねどこ

なり、少しずつ進めました。

- ・資金調達:先に活用を始めた建造物の家賃収入に加え、補助金・助成金を申請しました。

#### 「あなごのねどこ」(平成24年営業開始)

- ・企画・改修:技術を持つメンバーが有償で担当しました。
- ・資金調達:改修費は約800万円。自己資金300万円、残り500万円を日本政策金融公庫からの融資で調達しました。
- ・活用方法:町家建築を改修し、ゲストハウスを運営しています。地元大学の卒業生や移住者を積極的に雇用しています。

#### 「みはらし亭」(平成28年営業開始)

- ・企画・改修:企画は、ワークショップを開催して検討しました。最も経費の掛かる資材等搬入をボランティアで行い、内装工事はワークショップの一環とすることで、費用を抑えました。
- ・資金調達:改修費総額は約2,500万円です。日本政策金融公庫からの融資500万円、尾道市補助金600万円、クラウドファンディング500万円、役員からの借入500万円を調達し、残りは自己資金を充てました。
- ・活用方法:所有者である法人と定期借家契約を結び、ゲストハウスを運営しています。



みはらし亭

### 空き家バンク事業

市からの委託を受け、「空き家バンク」事業を実施しています。地元所有者と積極的にコミュニケーションをとって、常時相談を受ける体制とし、所有者と活用のマッチングは、一つ一つ丁寧に議論して決定しています。

(詳細は事例集へ)

#### 活動の経緯と取り組みのポイント

2007(平成19)	旧和泉家別邸を代表理事が個人で購入 「尾道空き家再生プロジェクト」が発足 「尾道空き家談義」を開始
2008(平成20)	「尾道まちづくり発表会」を開始 NPO 法人の認証を受ける 「尾道建築塾」を開始
2009(平成21)	「北村洋品店」完成 「尾道市空き家バンク」事業受託開始(市からの受託)
2010(平成22)	「つるハウス」・「森の家」完成
2011(平成23)	「ツタの家」・「アクアの森の小さな家」・「光明寺會館」・「前田荘」完成
2012(平成24)	「坂の家」・「路地の家」完成 「あなごのねどこ」営業開始
2014(平成26)	「うろろじ」完成 「みはらし亭」に着工
2016(平成28)	「モクサン」完成 「みはらし亭」の営業を開始する 認定NPO 法人に認定される
2019(令和元)	「松翠園・大広間」完成
2020(令和2)	「旧和泉家別邸」完成
⋮	⋮

人材発掘・低コストでの内装工事・ファン拡大を実現するワークショップの開始

#### 資金調達方法の検討

ボランティアが活動主体の中、補助金や助成金等による資金調達も開始する

#### 専門家の参加

空き家談義やイベントを通じて建築の専門家(大学教授・職人・一級建築士)のメンバーが増え始める

#### 空き家活用の取組みの本格化

これまで個別に行ってきた空き家活用の取組みを、エリア全体で行うようになる

#### 移住者を仲間にし、人材確保

#### 低コストでの改修・運営

#### 技術の継承

町家建築物を改修し、簡易宿泊所を運営するために、改修技術を持つメンバーに資金を払って改修工事を進める。運営は移住者を積極的に雇用

#### 様々な方法を組み合わせた資金確保の取組み

国・市の助成金や融資、クラウドファンディング等による工事費を得て、産学官の連携のもと「みはらし亭」を再生させる

天井画に広告枠を設けて広告費を運転資金に充てる等の試み



松翠園



酒蔵通りでのイベントの様子

## Case 2

NPO法人

## 肥前浜宿水とまちなみの会

事業の可能性を広げる体制づくり／NPO法人と株式会社の連携・役割分担

## 活動目的

地域住民と肥前浜宿の土地建物所有者に対して、歴史的な景観の保全と伝統的建造物群の修復保存、浜川の自然・生態系の維持に関する事業を行い、この地域の歴史的、文化的な価値を認識し、高揚・活用することにより、将来のまちづくりに寄与することを目的とします。

## 活動場所

佐賀県鹿島市・肥前浜宿

## 取り組みのポイント

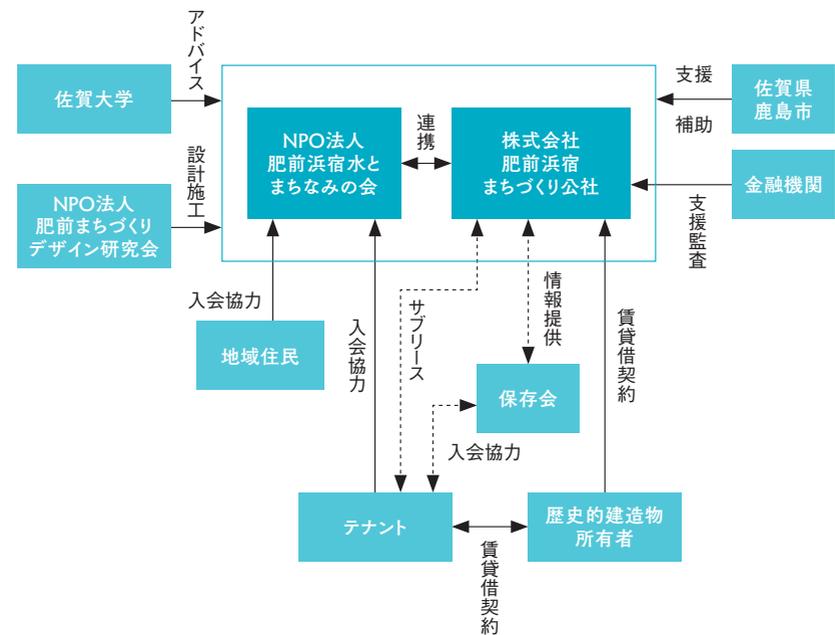
収益事業（古民家を改修した宿泊施設の運営）実施にあたり、「株式会社肥前浜宿まちづくり公社」を設立しました。収益事業の事業体を株式会社にしたことで、資金調達方法の選択肢が広がりました。

## 組織体制

「肥前浜宿水とまちなみの会」と、「株式会社肥前浜宿まちづくり公社」が連携して取り組みを進めています。

「肥前浜宿水とまちなみの会」は地域全体の活性化に向けた取り組みの総括やイベントの企画運営を、「株式会社肥前浜宿まちづくり公社」は、ゲストハウスの運営をはじめとする収益性のある事業を担当しています。

主に鹿島市の建築士や地元工務店等が参画するNPO法人「肥前まちづくりデザイン研究会」と連携し、設計・施工を依頼しています。



## 活動内容

- ① 肥前浜宿保存活用のための会議・研修会等の事業
- ② 伝統的建造物群の修復保存活用事業
- ③ 肥前浜宿及び浜川の環境保全事業
- ④ 空蔵・民家を利用したコンサートや絵画展などの文化・芸術事業
- ⑤ 花と酒まつり・ふな市などのイベント事業
- ⑥ 肥前浜宿保存活用のための子どもたちへの啓発事業
- ⑦ 肥前浜宿の特産品の開発と販売に関する事業



重伝建地区の鹿島市浜中町八本木宿を通る酒蔵通り



歴史的な町並みを案内する子どもガイド

## 「肥前浜宿まちづくり公社」による事業

文化財建造物である大塚家住宅(まる)、中岡家住宅(あんど、龍庵)を改修し、ゲストハウスとして運営しています。

改修費用と運転資金は、総務省「ローカル10,000プロジェクト」の補助金及

	建造物所有者	建造物管理者	管理形態	活用企画	用途	改修設計施工	資金調達方法
まる	個人	株式会社 肥前浜宿 まちづくり公社	定期賃借	株式会社 肥前浜宿 まちづくり公社	ゲスト ハウス	NPO法人 肥前まちづくり デザイン研究会	総務省補 助金融資
あんど	個人	株式会社 肥前浜宿 まちづくり公社	定期賃借	株式会社 肥前浜宿 まちづくり公社	ゲスト ハウス	NPO法人 肥前まちづくり デザイン研究会	総務省補 助金融資
龍庵	個人	株式会社 肥前浜宿 まちづくり公社	定期賃借	株式会社 肥前浜宿 まちづくり公社	ゲスト ハウス	NPO法人 肥前まちづくり デザイン研究会	総務省補 助金融資

び地元金融機関からの融資を充てています。様々な主体が連携して、運営しています。



ダイニング龍庵(1F)



ゲストハウスあんど(2F)



ゲストハウスまる



古民家を再生したゲストハウス内部

事業計画について……ゲストハウス「まる」、「あんど」以前に実施した事業では、持続的な資金調達に苦労したことがあります。反省を踏まえて、事業開始にあたっては、将来の資金繰りを含めた具体的な経営計画の作成に努めました。今後は、原則としてサブリースによる事業展開を想定しながら、ケースバイケースで検討を進めています

## 活動の経緯と取り組みのポイント

1989(平成元)	町おこしの研究や歴史まち歩きなどのイベントを行う 「二十世紀はまんもん会」発足
1997(平成9)	伝建地区選定を目指して、伝統的建造物群保存地区保存対策調査が開始される
1997(平成9)	「浜町町並み保存研究会」が任意団体として発足。
2000(平成12)	「浜町振興会まちなみ部会」へ組織移行
2001(平成13)	「肥前浜宿水とまちなみの会」へ組織移行 文化財建造物「継場」が会に寄付される
2002(平成14)	浜川河川改修事業「河川協議会」を設立
2003(平成15)	「継場」修理完了
2004(平成16)	「継場」ほか2件が登録有形文化財(建造物)に登録される 「旧乗田家住宅」修復のため寄付を受ける 鹿島市に「まちなみ活性課」が設けられる
2005(平成17)	「旧乗田家住宅」修理開始 「肥前浜宿」の名称を商標登録 「肥前浜宿水とまちなみの会」がNPO法人となる
2006(平成18)	2地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定される
2007(平成19)	「旧乗田家住宅」修理完了
2018(平成30)	「株式会社肥前浜宿まちづくり公社」設立
2019	ゲストハウス「まる」「あんど」運営開始
⋮	⋮

## 都市計画の専門家の参加

文化財建造物の活用を含めた地域全体の整備が計画され、調査に都市計画の専門家(地元の大学教授)が参加した。後に会の立ち上げにも関わり、活動の初期にまちづくりに関する知識が活かされた

収益事業を担う  
株式会社の設立

ゲストハウスの運営を始めとする収益事業を担当する株式会社を設立し、NPO法人との役割分担を行う

重要伝統的建造物群保存地区  
鹿島市浜中町八本木宿

浜中町八本木宿地区は、浜川左岸に位置し、長崎街道のひとつ多良海道が町の中央を通る。江戸中期頃から酒造が次第に盛んになり、江戸後期には十数軒の酒屋があった。多良海道を中心に両側町をつくり、近世後期から昭和に至る様々な時代の多様な建築が残り、豊かな町並みを創り出している。 2006.07.05(平成18.07.05)選定



八本木宿の町並み

重要伝統的建造物群保存地区  
鹿島市浜庄津町浜金屋町

浜庄津町浜金屋町地区は、河港を背景として成立した在郷町であり、近世の地割をよく残すとともに、近世末から近代にかけて建築された茅葺町家と棧瓦葺町家が混在する特色ある歴史的風致を今日によく伝えている。 2006.07.05(平成18.07.05)選定



浜金屋町の町並み



集落丸山 (NIPPONIA Webサイトより)

## Case 3

一般社団法人  
ノオト

地域の魅力を引き出し、持続的な活用の仕組みをつくる／エリアマネジメント

## 活動目的

「なつかしくて、あたらしい、日本の暮らしをつくる。」を理念に掲げ、歴史的建築物の活用を起点に、その土地の歴史文化資産を尊重したエリアマネジメントと持続可能なビジネスを実践しています。

## 活動場所

全国(拠点は兵庫県丹波篠山市)

## 取り組みのポイント

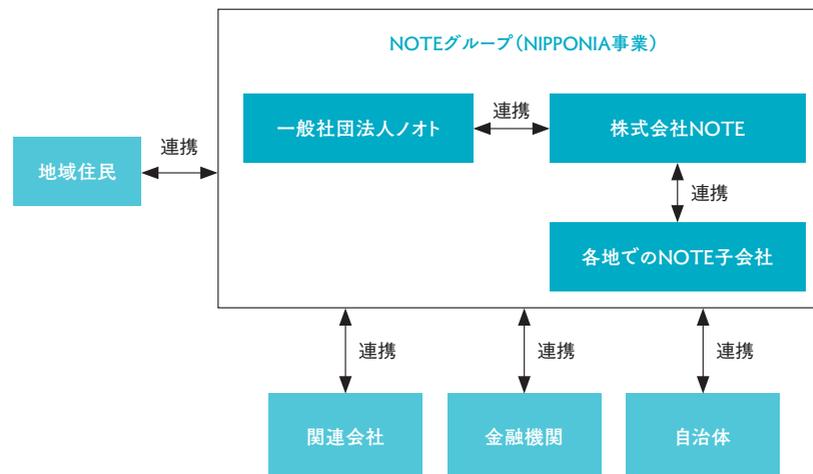
文化財建造物と地域の魅力を活かした事業を行い、文化財建造物を持続的に維持・活用できる仕組みをつくっています。自治体や金融機関、民間事業者といった地域内外のプレイヤーと連携しながら、事業化を実践する中で、次の事業につながるノウハウの獲得と共有につなげています。

## 組織体制

一般社団法人ノオトは、篠山市(当時)の第三セクターを統廃合し、まちづくりを担う民間の非営利団体として平成21年に設立されました。丹波篠山市を中心に、近隣の朝来市、豊岡市、養父市等における古民家等の歴史的資源を活用した分散型エリア開発に取り組みました。

それぞれの事業を通じて得られた知見を他地域での事業化に活かし、文化財建造物の活用によるエリアマネジメントを推進するために、平成28年に株式会社NOTEを設立し、NOTEグループとして連携しながらNIPPONIA事業を全国的に展開しています。

非営利法人と営利法人、それぞれの特徴や役割を活かし、連携して事業に取り組んでいます。当初は、一般社団法人ノオトにおいて公益事業・収益事業のどちらも実施していましたが、現在では一般社団法人ノオトが、調査・研究や人材育成などの公益事業を担い、株式会社NOTEが事業計画の策定や事業体の組成など、各地における事業化に強くコミットする体制となっています。



### 主な活動内容

- ① 組織体制づくりの支援
- ② 修復技術の普及
- ③ 文化財建造物の公開及び管理運営
- ④ イベントの企画運営
- ⑤ 法制度の理解促進
- ⑥ 民間事業者との連携による宿泊、レストラン、チャレンジショップの運営

### 活用提案型指定管理方式の利用

「活用提案型指定管理方式」により、自治体所有の文化財建造物を活用し、旧木村酒造場EN（朝来市・平成25年）、豊岡1925（豊岡市・平成26年）が開業しました。

活用提案型指定管理方式では、活用内容提案を公募し、運営事業者（指定管理者）を改修前に選定します。

運営事業者からの提案内容に沿って、設計の段階から協議を重ね、改修を実施していきます。建物の改修費用は行政が負担しますが、運営管理費は、建物を活用して行われる事業において指定管理者が負担します。

入館料を支払い見学するだけの公開施設としてではなく、持続的に建物を維持していくための収益を生み出す施設として事業を設計しています。地域の交流拠点としての役割も担っており、地域住民のためのパブリックスペースも設けています



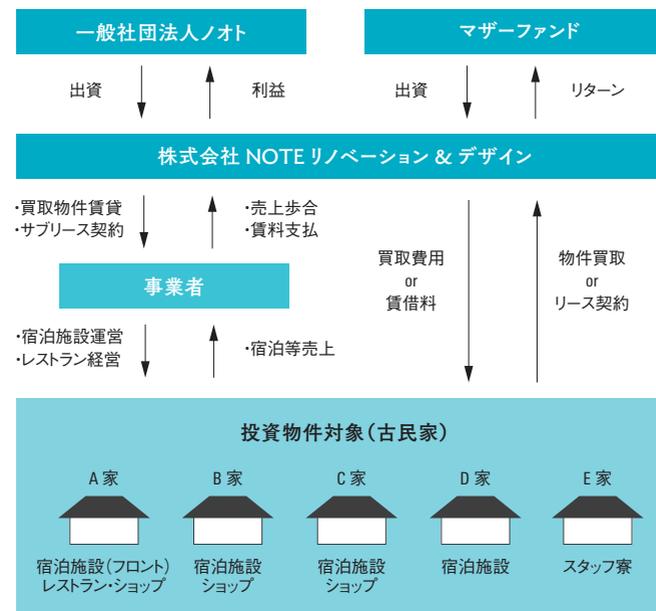
旧木村酒造場EN (NIPPONIA Webサイトより)



豊岡1925 (NIPPONIA Webサイトより)

### 投資ファンドの活用

平成27年には、REVIC等が組成する観光活性化マザーファンドからの資金調達を実施しました。



投資ファンドによる資金調達の仕組み (REVIC Webサイトをもとに作成)

## 活動の経緯と取り組みのポイント

2009(平成21)	一般社団法人ノオト設立 集落丸山・ひわの蔵(篠山市丸山)オープン	篠山市(当時)の第三セクターを統廃合し、まちづくりを担う民間の非営利団体として設立
2010(平成22)	篠山ギャラリー KITA'S(篠山城下町)オープン	
2013(平成25)	旧木村酒造場EN(朝来市)オープン	
2014(平成26)	豊岡1925(豊岡市)オープン 文化財建造物「継場」が会に寄附される 篠山城下町ホテル NIPPONIA(篠山城下町)オープン	LLP(有限責任事業組合)を組んで運営
2016(平成28)	「株式会社NOTE」設立	活用提案型指定管理方式によって自治体所有の文化財建造物の民間活用を実現。単なる公開施設ではなく、収益事業を成立させた実績が、篠山城下町ホテル NIPPONIAプロジェクトにおける資金調達に繋がった
2018(平成30)	佐原商家町ホテル NIPPONIAオープン NIPPONIA大学 開校 福住宿場町ホテル NIPPONIAオープン NIPPONIA HOTEL 奈良ならまちオープン	
2019(令和元)	地域資産活用協議会をNIPPONIA協会に改称	
⋮	⋮	

## 資金確保の新しい取り組み

REVIC(地域経済再生支援機構)の地域活性化マザーファンドを中心とした民間資本の投融資が決定し、民間資金(資本)の地方の古民家への投資による地域づくり事例に組み込む

## 新しい事業・発展の工夫

各地域での事業を通じて得られた知見を他地域でも活かすために、株式会社を設立し、一般社団法人との役割分担を行う。地域の有志と株式会社NOTEが共にプロジェクトを推進する法人(ピークル)を設立し、機動力を持って事業を展開する体制となる

重要伝統的建造物群保存地区  
丹波篠山市篠山

江戸時代初期に徳川家康の命により築城された篠山城跡(国指定史跡)とその周辺に計画された城下町を含む。城跡および武家町や商家町をよく残し、近世初頭の城下町として特色ある歴史的風致をよく残す。

2004.12.10(平成16.12.10)選定

文化庁 国指定文化財等データベースより



吉良川まちなみ拠点施設「まちなみ館」

## Case 4

NPO法人

## 吉良川町並み保存会

街並み拠点施設を中心とした地域活性化／  
指定管理者としての施設運営と地域のイベント開催

## 活動目的

国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された吉良川町並み保存地区の修理・修景に努め、地域住民の生活環境の向上を図るとともに、歴史的遺産であるこの町並みを活用して地域の活性化等に取り組み、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

## 活動場所

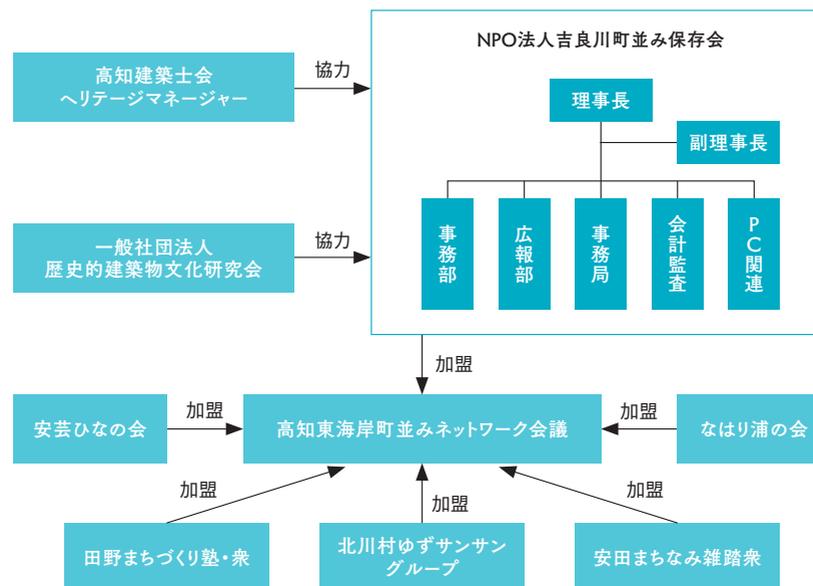
高知県室戸市吉良川町（室戸市吉良川重要伝統的建造物群保存地区）

## 取り組みのポイント

室戸市が整備した街並み拠点施設を指定管理者制度により管理活用しています。拠点施設では、町並み広報やガイド事業、地域特産品の加工・販売など、地域活性化に関する事業を幅広く行っています。地域の力で建造物や町並みを活かしたイベントを継続しています。

## 組織体制

吉良川町並み保存会は、保存地域に暮らす人達と地域外で応援してくれている人達で構成しており、構成員数は190名程度で、役員は20名です。吉良川の町並みが重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことを契機に、保存会を含む4団体（現在は6団体）からなる「高知東海岸町並みネットワーク会議」が設立されました。事業ごとに、一般の方や大学等の応援を得ています。選定当初の保存会構成員の高齢化がある一方で、徐々に若い人達の参加も増えてきています。





町並み拠点施設・旧松本家住宅



ふるさと市ではおもにつきや地元で採れた新鮮な野菜の販売も行います



雛まつりでの子供たちの練り歩き



七夕飾りは、みんなで飾り付けにいきます

### 主な活動内容

- 4月 和紙のこいのぼりの作成と町並みへ飾り付け(子供たちのサポート)
- 5月 町並みふるさと市の開催
- 6月 町並みふるさと市の開催
- 7月 七夕飾りの作成と町並みへの飾り付け
- 9月 町並みふるさと市の開催
- 11月 町並みふるさと市の開催
- 2月 町並み飛脚レース 開催
- 3月 吉良川の町家 雛まつり 開催
- 随時 町並み観光ガイド
- 随時 町並み保存の為の相談
- 随時 ベっぴんさんの家 運営

雛まつりを始めた当初から、子供たちと一緒に行事をやろうと決めています。雛まつりでは、子供たちに目いっぱいお化粧してもらって、町並みを練り歩きます。本当に町のお宝です

資金面での行政との連携方法として、援助を受けるのではなく、指定管理の業務を受託しています。事務職員を1名雇用できる程度の収入を得ています

イベントは、継続しやすい規模と内容で企画しています。続けることで地域のファンが増え、人的・経済的な面で地域と連携しながら進めることができるようになっていきます。



和紙の鯉のぼりを小学生と一緒に作り、各家で飾ってもらう



## 活動の経緯と取り組みのポイント

1994(平成6)	吉良川町で、伝建地区選定を目指して、伝統的建造物群保存対策調査が行われる 町並み保存会を設立。任意団体として活動を開始
1996(平成8)	室戸市伝統的建造物群保存地区保存条例が制定される
1997(平成9)	吉良川町の町並みが重要伝統的建造物群保存地区に選定される
1998(平成10)	町並み雛まつりを開催
2005(平成17)	高知県東部の市民グループのネットワーク「高知東海岸町並みネットワーク会議」が発足 参加する地域で「土佐の町家 雛祭り」を毎年同時期に開催するなどの連携を行うようになった
2010(平成22)	「土佐の町家 雛祭り」の前夜祭イベントとして「飛脚レース」を開催。以降、毎年恒例の行事となる
2013(平成25)	NPO法人となる 「まちなみ館」、「べっぴんさんの家」が整備され、指定管理者となる
2016(平成28)	重要伝統的建造物群保存地区選定20周年記念行事として案内アプリ「とさぶら」の導入に協力する
⋮	⋮

……… 他の団体との  
ネットワークづくり  
連携した歴史文化の魅力発信

……… 指定管理者制度の活用  
室戸市の拠点施設である歴  
史的建造物を、指定管理者  
制度により管理活用



初代町並み館(現在は住居)



2代目町並み館(現在は住居)



3代目町並み館(現在は組合事務所)

室戸市による町並み拠点創りの完成までの間、空き家を利用した町並み館運営でした。しかし、不思議にこれを通じて住人が帰ってきてくれました

重要伝統的建造物群保存地区  
室戸市吉良川町

高知と室戸を結ぶ街道沿いに形成された在郷町。街道の両側に短冊形の敷地が並び、町並みは土佐漆喰仕上げとし、水切り瓦を多用した切妻造平入棧瓦葺きの町家や土蔵が連続して残り、いしぐろと呼ばれる石垣など、地域性豊かな歴史的風致を形成している。

1997.10.31(平成9.10.31)選定



吉良川町の町並み

文化庁国指定文化財等データベースより



旧五十嵐邸

## Case 5

NPO法人

## 旧五十嵐邸を考える会

次世代の担い手を育てる／子供たちと親世代を巻き込むイベント

## 活動目的

地域住民に対し、歴史的建造物の活用を通して伝統建築への理解を深め、文化芸術の向上や子どもの健全育成、および日本の伝統文化の継承に関する事業を行うことにより、地域文化の振興を図り、社会教育、まちづくりの推進に寄与することを目的としています。

## 活動場所

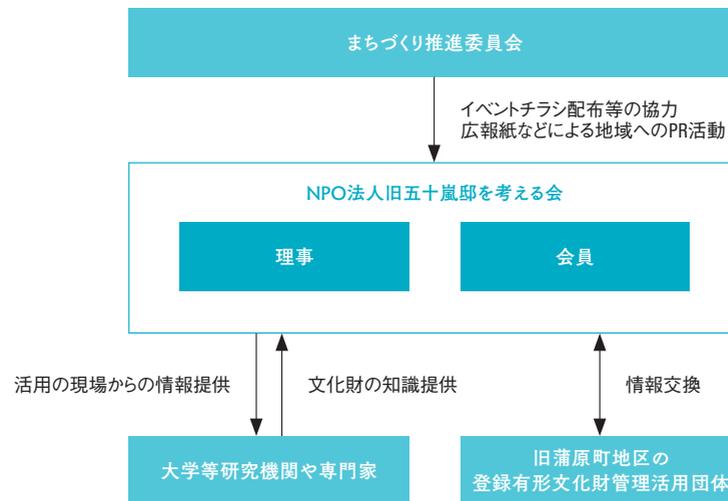
静岡県静岡市清水区 旧五十嵐歯科医院(国登録有形文化財)

## 取り組みのポイント

地域の子ども達を対象として、伝統文化や昔の生活を伝える様々なワークショップなどを開催。参加した子ども達と親世代を巻き込みながら活動しています。

## 組織体制

メンバーは約30人。理事10人(うち理事長1人、副理事長2人)を置いています。旧蒲原町地区には、旧五十嵐邸を含めて5件の登録有形文化財があり、それぞれの管理活用団体と、まちづくりについて情報交換を行う等の交流があります。地域には、旧蒲原町時代の行事を守るためのまちづくり推進委員会があり、イベントの広報等の協力体制が整っています。



地域での連携に加え、静岡県内では登録有形文化財所有者や活用する団体等のネットワークがあり、年1回、集まる機会があります。これが管理者や活用する団体同士の情報交換の場、悩みを話し合う場になっていると思います。全国の登録有形文化財のネットワークも形成できると良いな、と考えています



活動を支える人々



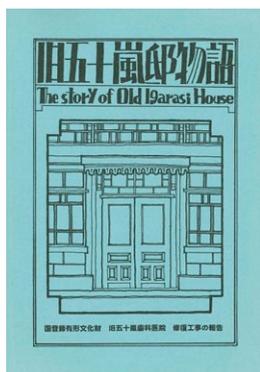
子どもを対象とした伝統文化体験ワークショップの様子

### 活動内容

- ① 旧五十嵐歯科医院(旧五十嵐邸)の管理運営
- ② コンサート等のイベント開催
- ③ 子供たちに日本の伝統文化や行事・暮らしを伝えるワークショップ等の実施
- ④ 「友の会」の運営
- ⑤ 喫茶サロンの運営
- ⑥ 登録有形文化財の活用ネットワーク形成
- ⑦ 地域住民の文化財建造物防災意識の向上

### 「旧五十嵐邸物語」・「旧五十嵐邸物語 II」

「旧五十嵐邸物語」は、平成12年8月から平成13年7月にかけて行われた、旧



「旧五十嵐邸物語」の内容(目次)

修復なった旧五十嵐歯科医院  
はじめに  
後世に伝える文化財  
旧五十嵐歯科医院の価値一窓にともる灯り  
旧五十嵐歯科医院の建物について  
蒲原宿に旧五十嵐歯科医院が建つまで  
旧五十嵐歯科医院の住まい方  
旧五十嵐歯科医院の修復工事について  
蒲原の職人さん奮戦記(修復工事の記録)  
旧五十嵐歯科医院に使われた技法  
旧五十嵐歯科医院の構造補強  
旧五十嵐歯科医院を活かすために  
町の人々の手で蒲原の「歴史財」を活かす  
壁土こね・ペンキ塗り大会・工事見学会  
登録有形文化財と旧五十嵐歯科医院  
資料編

五十嵐邸の修復工事と、町の人たちによる活用を記録した冊子です。地域の人たちと一緒に活用方法を考えていく様子や、建物の歴史を大切にしながら安全な活用を可能にする設計の考え方、伝統的な技法など、文化財建造物である五十嵐邸の修復・活用について、分かりやすくまとめられています。また、会の活動内容をまとめた「旧五十嵐邸物語II」も発行されています。

### 活動の経緯と取り組みのポイント

「旧五十嵐邸を考える会」発足以前から、住民が積極的にまちづくりを行おうという動きがあり、旧蒲原町が開催したまちづくりのリーダー養成講座にまちづくりに関心を持つ人が集まったことが、会の結成につながりました。

#### 活動の経緯と取り組みのポイント

1996(平成8)	旧蒲原町が「旧五十嵐歯科医院保全活用構想策定調査」を実施。その中で住民による管理運営を明記する	仲間が集まるきっかけ 行政(蒲原町)のサポートでまちづくりに関心を持つ人が集まり、「旧五十嵐邸を考える会」結成の下地を作る
	旧蒲原町がまちづくりのリーダー養成を目的として「まちづくり講座」を3年にわたり実施する	
1998(平成10)	文化財的価値が高いことから、旧蒲原町が土地を購入。建造物は所有者より町が寄贈を受ける	専門家との連携のはじまり 建物の寄贈・土地の購入を受け、文化財建造物の専門家による調査や活用方法の検討が行われる
	専門家のコーディネートにより、活用について検討	
1999(平成11)	「旧五十嵐歯科医院寄贈品展示会」開催後、旧蒲原町「まちづくり講座」のメンバー15名で「旧五十嵐邸を考える会」を任意団体として結成	管理体制づくりと資金調達方法の検討 公募により管理業務を受託する
2000(平成12)	旧五十嵐歯科医院が国登録有形文化財(建造物)に登録される	
2001(平成13)	旧蒲原町が「NPO活動促進条例」を制定する	周囲との連携体制の変化 これまで会のサポートを続けてきた行政の体制が変化し、新たな局面を迎える
2002(平成14)	旧五十嵐歯科医院の管理・運営が旧蒲原町から「旧五十嵐邸を考える会」に委託される	
2006(平成18)	旧蒲原町が静岡市と合併する	合併後も旧蒲原町の特徴であった住民によるまちづくり活動は続き、会も他の団体と協力しながら運営している
2006(平成18)	「旧五十嵐邸を考える会」がNPO法人となる	
⋮		



西陣ヒコバエノ家

## Case 6

NPO法人

関西木造住文化研究会 略称KARTH

文化財建造物の知識・技術を伝える／研究者・技術者をつなぐ活動と情報発信

## 活動目的

「地域固有の木造伝統住文化と暮らし、そして安全性が両立した住まい・まちづくりの実現」をテーマに、「木造伝統構法について、今後の都市へ再生する意義、再生の可能性、具体的な再生・継承・発展手法等を、地域社会との関わりを重視しながら、各種の実験や調査を通して、総合的・工学的・体系的に研究・検証・提案・実践する。かつ、研究成果を各地の木造伝統文化を活かしたまちづくりに活かす」ことを活動目的としています。

## 活動場所

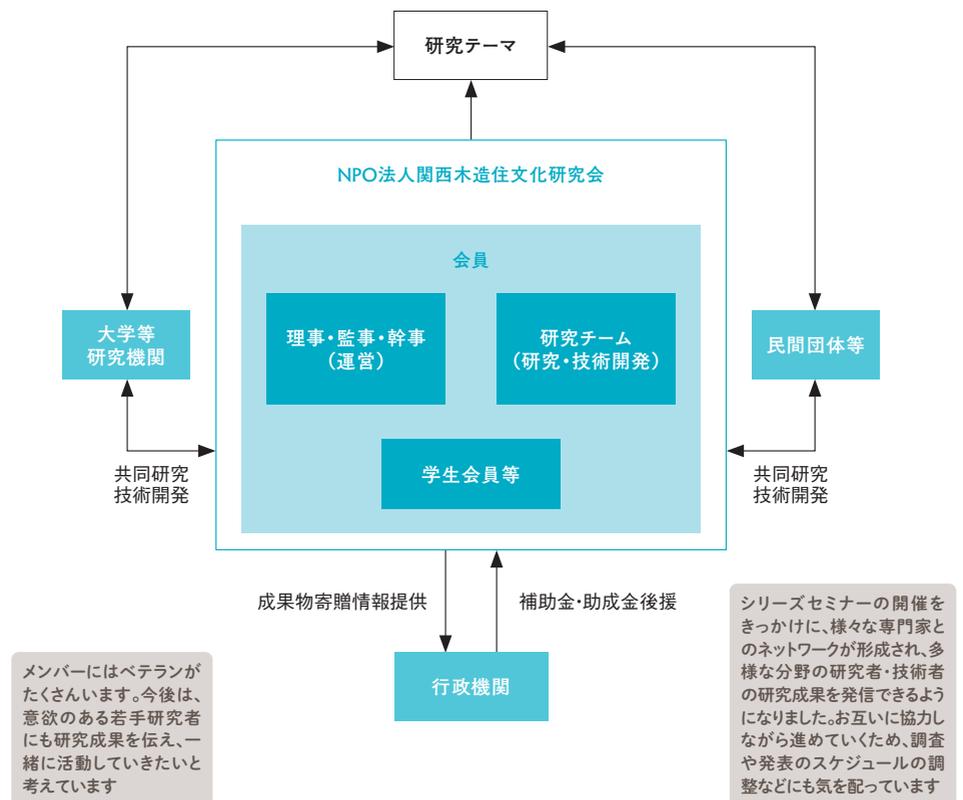
全国(拠点「西陣ヒコバエノ家」は京都府京都市)

## 取り組みのポイント

大学等研究機関に加えて、民間の設計者や施工者と、京町家における防火・耐震工法をはじめとする様々な共同研究・技術開発を進めています。研究成果を全国で応用できるよう、情報発信も行っています。

## 組織体制

会員は全国各地におり、ボランティアで活動しています(40名程度)。会員のほかに、学生会員や活動に興味をもつ人が活動を支援しています。理事・監事・



幹事での理事会・幹事会議、及び総会を開催して運営しています。研究チームに在籍しているのは、大学の研究者・職能者・設計者・施工者等、様々な分野の専門家です。

### 活動内容

- ① 地域固有の木造伝統文化を活かした、既存伝統木造住宅の防火・耐震性能向上手法の研究開発等
- ② 建築実務者等への活動公開、研究成果の情報発信
- ③ 研究活動公開、成果の市民への情報発信、市民との連携活動
- ④ 日本の建築文化の研究
- ⑤ 地震被災時の被災住宅修復技術情報支援
- ⑥ 研究成果の普及・啓発

関西木造住文化研究会は、研究者と実務者(職人)の橋渡しをする中間組織的役割を果たしています。研究成果は、京町家だけでなく、全国の伝統木造住宅に応用することができるため、各地の関連組織などに対して、伝統木造建造物維持管理のための技術的手法を啓発しています\*。



研究対象としている土壁



西陣ヒコバエノ家での土壁再生シリーズセミナー

文化財建造物の管理活用を行う方の多くは、問題が発生した時に、どこに必要な情報があるのか、誰に相談したらよいか、と悩んだ経験をお持ちではないでしょうか。関西木造住文化研究会では、会報やホームページ、セミナー開催などで情報を発信していますが、誰もがいつでも情報を得られるよう、全国的な情報発信体制を整えていく必要があると考えています

### 活動の経緯と取り組みのポイント

阪神淡路大震災後、建築基準法が定められる以前の建造物が多く残っていました。その中で、伝統木造住宅を保存するためには、地域のまちなみと調和させ、かつ安全で持続可能な対策をとることが急務でした。この課題に対して、総合的な研究、検証等を行う目的で平成10年11月末に発足しました。

#### 活動の経緯と取り組みのポイント

1998(平成10)	1月、阪神淡路大震災発生 11月に任意団体として活動を開始。震災後の状況を踏まえて、持続可能な安全対策をとって、地域のまちなみと調和した伝統木造住宅を保存していくための研究を開始した
1999(平成11)	研究活動の一環として、既存伝統木造住宅再生モデル「西陣ヒコバエノ家」を設計・施工。現在はここに事務局を置き、セミナー開催等の主要拠点としている
2004(平成16)	新潟県中越地震発生後、被災地の伝統木造住宅の修復情報支援ネットワーク「KARTH地震ネット」を立ち上げる。
2014(平成26)	NPO法人となる
⋮	⋮

#### 知識・技術

研究活動を団体の拠点づくりにつなげる

#### 知識・技術

災害発生に対応して、新しい情報発信・支援の方法を検討

\* KARTHホームページ <http://karth.org/>

## 活動の参考となる資料

文化財建造物の管理活用に取り組まれるNPO等の皆様の、活動の参考になる冊子やWebサイトをいくつかご紹介します(発行当時の制度・技術等が記載されているため、情報が古い場合があります)。

### 文化財建造物の管理活用全般について

- ・公益社団法人日本建築士会連合会編集・発行「地域の歴史的建造物の保全・活用に係る専門家育成のための研修テキスト」(平成22)

### 文化財建造物の改修等に関する知識・技術について

- ・NPO法人関西木造住文化研究会による木造住宅の耐震・防火・防災等に関するリーフレット・資料  
関西木造住文化研究会Webサイト「資料閲覧」のページ(<http://karth.org/documentation-view>)より、入手方法をご確認ください。
- ・公益社団法人日本建築士会Webサイト「歴史的建造物の保存・活用に関する相談窓口」  
[https://www.kenchikushikai.or.jp/about-our-society/rekishi\\_sodanmadoguchi.html](https://www.kenchikushikai.or.jp/about-our-society/rekishi_sodanmadoguchi.html)

### 資金調達について

- ・文化庁地域文化創成本部編集・発行「文化財保護のための資金調達ハンドブック」(令和2)  
文化庁Webサイトの「出版物・パンフレット等」のページからダウンロードできます。  
[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/shuppanbutsu/index.html](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/shuppanbutsu/index.html)

### 文化財に関する法制度等について

- ・文化庁Webサイト「文化財」のページ  
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/index.html>

### その他、文化財の活用に関する資料等

- ・文化庁地域文化創成本部編集・発行「文化財の多言語化ハンドブック」
- ・文化庁地域文化創成本部編集・発行「文化財を活用したユニークベニューハンドブック」
- ・文化庁地域文化創成本部編集・発行「先端技術による文化財活用ハンドブック」  
いずれも、文化庁Webサイトの「出版物・パンフレット等」のページからダウンロードできます。  
[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/shuppanbutsu/index.html](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/shuppanbutsu/index.html)

## 活動団体の運営全般について

- ・認定特定非営利法人日本NPOセンター編集・発行「知っておきたいNPOのこと」シリーズ  
「知っておきたいNPOのこと1 基本編」(平成16)  
「知っておきたいNPOのこと2 [資金]編」(平成30)  
「知っておきたいNPOのこと3 協働編」(平成20)  
「知っておきたいNPOのこと4 参加編」(平成28)  
「知っておきたいNPOのこと5 [事業評価]編」(平成29)  
日本NPOセンターWebサイトより入手方法をご確認ください。
- ・認定特定非営利法人日本NPOセンター Webサイト  
<https://www.jnpoc.ne.jp/>
- ・NPOWEB Webサイト  
<http://www.npoweb.jp/>
- ・認定NPO法人日本都市計画家協会編集・発行「地域主体のまちづくり参考書」  
日本都市計画家協会Webサイト「地域主体のまちづくり参考書」のご案内ページよりご覧ください。  
<https://www.jsurp.jp/>

## NPO等による文化財建造物管理活用事業実施一覧

NO.	年度採択	団体名	事業名称
1	平成18	公益のふるさと創り鶴岡	丙申堂の活用をまちづくりに効果的に結びつける協働の枠組づくり事業
2		たいとう歴史都市研究会	市田邸に安全に住まい、楽しく地域に開くための仕組づくり事業
3		sample	重文民家活用のSAMPLING TIME ——ステージ仮設のSAMPLING
4		伊勢河崎まちづくり衆	地域と大学の連携により育てる「河崎まちづくり学生学芸員」構想
5		泉州佐野にぎわい本舗	古民家ネットワーク推進事業 「古民家が21世紀に今語りかけるもの」
6		ネットワーク竹原	短期空家賃貸「チャレンジショップ」による空家対策促進事業
7		瀬戸内アートウェブ	アーティスト・イン・笠島——記憶の集積を創造の海へ
8		大牟田・荒尾炭鉱のまちファンクラブ	三池炭鉱ほりだしものがたり——トラスト創設に向けての協力連携のプラットフォームづくりin万田坑
9		臼杵デザイン会議	古民家を「伝える技」と「楽しむ手仕事」伝承事業
10	平成19	おもてなしプラザ運営協議会	川と街、食と文化をたどる「盛岡まざるツアー」
11		風待ち研究会	文化財——風待ちの建物博物館
12		新庄民話の会	茅葺きの囲炉裏端で聴くふるさとの昔語り
13		重要文化財彦部家住宅風純会	重文彦部家屋敷を語る会
14		ぎょうだ足袋蔵ネットワーク	足袋蔵保存活用コーディネーター養成講座
15		新潟まち遺産の会	豪農の館・登録有形文化財「二宮家」の米蔵を劇場空間に
16		KYO・ふるさと加佐	ひと・想い・くらし「手間ひまかけるむらづくり」 ——地域の文化財「大庄屋」屋敷を拠点として
17		H20 たんば	竹灯籠が灯る重伝建地区篠山
18		高知県建築設計監理協会	伝統的建造物群地区内の空き家に光と風をいれよう! 2007
19	NPO潮高満川	「川港・塩田津」元氣老人がつくる 「お蔵の茶屋」交流拠点事業	
20	島の風	「しまあかり」銘苺家住宅を中心とした島の宝再発見事業	
21	平成20	両岳文庫を活用する会	子供のための体験型民家講座——建物保存の次世代育成
22		茅ヶ岳歴史文化研究所	おめでとう、200歳! 八代家住宅の魅力を再発見!
23		エナジーフィールド	天籟宮プロジェクト——町家から発信するアート・文化
24		赤煉瓦倶楽部舞鶴	赤れんがライトアート in 舞鶴 2008
25		大阪府登録文化財所有者の会	どないする? 文化財の活用のあり方とかかるお金

26	平成20	泉州佐野にぎわい本舗	絵てがみで文化財を描こう——価値と魅力をクローズアップ
27		H20阪神(ひょうごヘリテージ機構阪神)	地域登録有形文化財の安全活用のための耐震診断の実践
28		小河家別邸の保存を考える会	地域再発見異文化交流事業
29		銀聲舎(ぎんせいしゃ)	フェスティバル開催によるクラシックビルのプロデュース
30		グリーンソサエティ	湯浅おもちゃ博物館
31		津嘉山酒屋保存の会	酒造木造——津嘉山酒造所の保存と活用を考える
32	平成21	長井まちづくりNPOセンター	山形県長井市の登録文化財サポーターズ支援事業
33		栃木・蔵の街かど映画祭実行委員会	第3回栃木・蔵の街かど映画祭
34		富岡げんき塾	富岡市中心市街地保存活用促進事業 「富岡のまちをもっと知ってもらいたいプロジェクト」
35		茅ヶ岳歴史文化研究所	見るだけじゃもったいない重要文化財「八代家住宅」
36		シルク文化協会	旧林家住宅をめぐる文化財オアシス事業
37		ぎふまちづくりセンター	長良川の水に係わる文化遺産の活用モデル構築事業
38		赤煉瓦倶楽部舞鶴	舞鶴赤れんが倉庫群活用構想 ——まいづるRBダンス公演「踊りに行くぜin舞鶴」
39		けやき通りまちづくりの会	地域の歴史遺産を活かし、 教育、文化の向上を目指したまちづくり
40		大阪府登録文化財所有者の会	学校教育における登録文化財の活用について
41		鳥取古民家修復プロジェクト委員会	セルフビルド&ゼロエミッションによる民家の持続的修復
42		アジア・フィルム・ネットワーク	旧制松山高等学校講堂『章光堂』
43	高地東海岸町並みネットワーク会議	第5回 土佐の町家雑祭り	
44	平成22	富岡げんき塾	富岡市中心市街地保存活用促進事業
45		さんじょう歴史文化継承塾	まちなかに賑わいを! 歴史的建造物サポーターの養成を通じたまちあるき
46		小浜西組町並み協議会	小浜ウエスト物語2010小浜西組祭り囃子と一門一灯の夕べ
47		大阪府登録文化財所有者の会	商業利用の登録文化財建造物の管理と社会的評価
48		じない市実行委員会	旧杉山家住宅で体験する江戸・明治期商家の娯楽と教養
49	町なみ屋なみ研究所	市民による篠山重伝建地区商家再生管理支援事業	
50	宇田松山夢街道実行委員会	宇田松山夢街道 町並みライトアップ	
51	桜江古文書を現代に活かす会	自然共生に学ぶ郷蔵改修はじめの第一歩	

52	平成 22	えんとつ山倶楽部	別子往還道プロジェクト ——いはいまへりてー交流促進市民協働事業
53		別府八湯トラスト	自転車で巡る歴史的建造物“エコ・ヘリテージング” 拠点整備・活用事業
54		都城 歴史と文化のまちづくり会議	おじゃったもんせ 都城島津邸
55	平成 23	富山県建築士会	歴史建造物修復技術講習会
56		信州伝統的建造物保存技術研究会	信州における伝統的建造物保存技術の研修と活用
57		ノオト	日本版パドール事業‘OMOKAGE’の創設による 文化財建造物の保存活用
58		沖縄県建築士会	沖縄県における文化財修理に関わる伝統技術の普及
59		気仙沼風待ち復興検討会	気仙沼市内湾地区の国登録文化財群の復興プロジェクト
60		粋なまちづくり倶楽部	神楽坂界隈らしさを形成する文化的建造物の 登録と維持活用事業
61	平成 24	富山県建築士会	歴史建造物修復技術講習会とその社会的実装
62		旧五十嵐邸を考える会	東海大地震等に備えて旧蒲原宿の 文化財建造物を地域で守る事業
63		愛岐トンネル群保存再生委員会	近代化遺産に命を吹き込む市民活動 ——愛岐トンネル群・緑の回廊プロジェクト
64		出石まちなみ設計士会	豊岡市出石伝統的建造物群保存地区 ——出石伝統的町家外観詳細図集の作成
65	平成 25	気仙沼風待ち復興検討会	気仙沼市内湾地区の国登録文化財群復興プロジェクト ——市民団体の連携で繋ぐ、復旧・活用の支援ネットワーク
66		歴史・文化のまちづくり研究会	登録有形文化財の家守りグループサポート事業
67		小諸町並み研究会	「残したい歴史的建物」の保存活用を進める連携体制づくり
68		尾道空き家再生プロジェクト	坂の町尾道の独特の景観にともなう歴史的建造物の 管理活用プロジェクト
69		佐賀県CSO推進機構	小城市の国登録文化財のネットワーク強化と活用
70		熊本県建築士会	組織間連携と支援ネットワーク構築による文化財保護の 新たな体制づくり
71		結	梅津会館を中心とした文化財建造物管理活用組織の構築
72		たいとう歴史都市研究会	寺町谷中の歴史的風致を守り、活かす防災対策の検討
73	平成 26	地域人文化学研究所	文化財建造物を活用したまちづくりの「縁側」づくり
74		関西木造住文化研究会	木造文化財建造物総合防災ネットワーク事業
75		富田林町家利活用促進機構	富田林寺内町に唯一残る酒蔵(旧万里春酒造)の 管理活用プロジェクト
76		阪神文化財建造物研究会	ヘリテージマネージャー・ホームドクター活動 ——阪神南地区の国登録有形文化財建造物を事例として

77	平成 27	安房文化遺産フォーラム	青木繁『海の幸』誕生の家・小谷家住宅の 管理活用計画の策定と体制づくり
78		玉縄城址まちづくり会議	鎌倉・玉縄の重文古民家と歴史民俗資料館の管理活用事業
79		古材文化の会	「残したい建物を見守るシステム(仮称)」の整備
80		阪神文化財建造物研究会	ヘリテージマネージャー・ホームドクター活動 ——阪神北地区の国登録有形文化財建造物を事例として
81	平成 28	まつえ・まちづくり塾	城下町松江における伝統的建造物の維持管理活用のための ワークショップ開催と体制構築
82		尾道空き家再生プロジェクト	条件不利地における尾道スタイルの 「茶園別荘建築」活用プロジェクト
83		歴史的建造物とまちづくりの会	都市における文化財建造物の持続的運営の検討
84		くらしまち継承機構	地域コミュニティによる 文化財建造物の空き家利活用の仕組み検討
85		うつくしい京都	公民一体で実現する民事信託による 文化財建造物の保全活用モデル
86		古材文化の会	文化財建造物をNPOとして支援する手法の研究
87	平成 29	ひょうごヘリテージ機構H20神戸	市街化調整区域における指定文化財の管理活用提案と 持続的自立支援
88		ひょうごヘリテージ機構H10神戸	市街化調整区域における法制度ガイドブックの作成
89		金澤町家研究会	金沢市における民間事業者による歴史的建築物活用の実態と 自立への課題
90		住宅遺産トラスト関西	信託受益小口証券化と宿泊施設転用による 歴史的住宅建築のリビングヘリテージ化
91	平成 30	くらしまち継承機構	地域コミュニティによる文化財建造物の 空き家利活用の仕組み検討事業
92		金澤町家研究会	空き家の歴史的建築物と所有者への流通と 活用の促進支援の仕組みと課題
93		川越蔵の会	「設計・施工者情報集」による 歴史的建造物等の所有者啓発・活用促進等事業
94	令和 1	高畑トラスト	高畑AIR歴史資源活用モデル事業
95		肥前浜宿水とまちなみの会	まちづくり公社との連携による伝統的建造物の 持続的活用計画の策定
96	令和 2	尾道空き家再生プロジェクト	文化財建造物の民間による活用モデル事業と 持続的運営のための検討
97		肥前浜宿水とまちなみの会	コロナ後の安定した町並み運営に向けた 宿・部屋割りサービス支援システム導入実験
98		大阪府登録文化財所有者の会	国登録有形文化財建造物の保存と活用のシステムの構築と課題

地域の宝を未来へつなぐ  
NPO等による文化財建造物管理活用の手引き  
手引書

令和3年1月発行

編集・発行

文化庁 文化資源活用課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 旧文部省庁舎6階

Tel 03-5253-4111 Fax 03-6734-3820

e-mail aseibi@mext.go.jp

事業フォローアップ調査

株式会社フジヤマ(令和元年度委託)

執筆

株式会社マヌ都市建築研究所(令和2年度委託)